

幼児専用車に適用される要件

保安基準第1条

◆幼児専用車の定義

保安基準第22条

- ◆座席寸法要件
- ◆補助座席の装備禁止

保安基準第22条の3

- ◆座席ベルトの装備要件の除外



保安基準第23条

- ◆通路の設置義務
- ◆通路寸法要件

保安基準第24条

- ◆立席の設置禁止

保安基準第26条

- ◆非常口の設置義務
- ◆非定口の寸法等



保安基準第18条

- ◆車体への表示



保安基準第25条

- ◆乗降口の設置義務
- ◆乗降口の寸法等要件



注:この他、原動機、制動装置等の自動車の基本性能に関わる要件が適用される。